

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

国民年金 事案 271（事案 50 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月まで

私は領収書があるのに第三者委員会は 1 年のうち 8 か月分しか納付を認めてくれなかった。平成 21 年 11 月 26 日、テレビで厚生労働大臣が、領収書のない人でも 2 年の範囲内で記録訂正する旨言っていたので、残りの 4 か月分も納付済期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、今回の申立期間を含む昭和 41 年 6 月から 42 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 43 年 3 月までの期間について国民年金保険料が未納となっていることを不服として申立てを行ったところ、郵便局と歳入代理店でそれぞれ納付した昭和 43 年度分の領収書を所持しているが、二重に納付された保険料が還付された事実はないこと、歳入代理店で納付した領収書は、41 年度の様式である上、納付日の 45 年 7 月時点では特例納付が可能であったことを踏まえると、同年 7 月に支払った保険料が 43 年度分として二重に納付されたとするのは不自然であり、その時点で未納であった当該納付金額に相当する 41 年 6 月から同年 11 月までの 6 か月分の保険料が特例納付により納付されたものと考えられること、42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間については、申立人が所持する領収書には一部不備がみられるものの、様式、記載状況等から当時作成されたものと認められ、納付がなされていたものと考えられることから、申立期間の一部（41 年 6 月から同年 11 月までの期間及び 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間）についてのみ、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 9 月 7 日付け年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、テレビで厚生労働大臣が領収書のない人でも 2 年の範囲内で記録訂正すると述べていた旨の報道を見たとし、領収書があるのに第三者委員会は 1 年のうち 8 か月分しか認めてくれないのは不公平であるとし

て、残りの4か月分について再申立てを行っているが、平成21年12月に制定された社会保険事務所（当時）段階での記録回復基準では、申立期間が2年未満のみの理由で年金記録の訂正を容認することとはなっていないほか、申立人の保険料納付についての主張に変更は無いなど、申立内容は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。